

訂正表

訂正は下線部分

該当箇所	訂正前	訂正後
<p>13. 建設発生土の搬出先等について</p> <p>(4)</p>	<p>13. 建設発生土の搬出先等について</p> <p>(1) 乃至 (3) (省略)</p> <p>(4) 上記 (2) (3) の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第1項及び第5項)</p> <p>※建設発生土については、体積 500 m³以上を搬出する場合に該当</p>	<p>13. 建設発生土の搬出先等について</p> <p>(1) 乃至 (3) (省略)</p> <p>(4) 上記 (2) (3) の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令<u>第8条第1項第1号、第5項及び第9項</u>)</p> <p>※建設発生土については、体積 500 m³以上を搬出する場合に該当</p>